

埼玉バーチャル観光大使応募要項

1 目的

埼玉県では、最近のVTuber（バーチャルYouTuber）の人気や発信力に着目し、埼玉の観光を盛り上げるため、VTuberを「埼玉バーチャル観光大使（以下「観光大使」という。）」として任命し、観光情報を発信することとしています。

そこで、この要項の定めるところによりVTuberを募集してオーディションを行い、埼玉県にふさわしい観光大使を決定することとします。

2 応募資格

- (1) 埼玉県に魅力を感じ、県内外に埼玉の魅力を発信する意欲があること。
- (2) 観光大使に就任した場合はその活動に取り組めること。
- (3) 継続的に埼玉県と連絡のやり取りができること。
- (4) 1次選考通過者向けの選考内容を説明する面談に参加できること（オンライン対応可能）。
- (5) 本要項を遵守し、下記10（1）記載の同意書の記載内容に同意できること。

※応募する方が未成年者（20歳未満）の場合は親権者の同意書の提出が必要になります。

3 応募方法

特設ウェブページ上の応募フォームより必要事項を記入し、申込の手続きを行い、御応募ください。

※ 必ず応募確認のメールが届きますので、届かない場合は下記までご連絡ください。迷惑メール対策等でドメイン指定受信を設定されている場合、メールが正しく届かない場合があります。応募確認及び選考結果の通知については、以下のドメインからメールを送信しますので、受信できるように設定してください。

@exd.co.jp

【連絡先】

埼玉バーチャル観光大使事務局 [(株) エクシード内]

電話：03-5640-6885（受付時間：平日10時～17時）

メール：saitama_vtuber@exd.co.jp

オーディションの運営については、埼玉県が（株）エクシードに委託しています。

【特設ウェブページアドレス】

<http://chocotabi-saitama.jp/vtuber/>

4 募集期間

令和3年7月1日（木）～令和3年7月20日（火）

5 活動内容

オーディションで決定したVTuberには観光大使として活動していただきます。

観光大使は、VTuberによる埼玉観光の魅力を発信する動画等のコンテンツ制作を行っていただきます。

具体的には、次の（1）～（3）のとおりです。

なお、活動費として、1,000,000円を支給します。

- （1）観光大使が出演する任命式の動画制作
 - （2）埼玉県が計画する企画に基づき、令和4年3月31日までに、観光大使が出演する5分程度の観光PR動画を3本制作（観光PR動画の観光動画素材は県が用意）
 - （3）観光大使の活動であることが明確に分かるような外見デザインの制作（例：埼玉県名物のワンポイントをつける、既存衣装の配色を変更、独自コスチュームの制作など）
- ※原則、令和3年12月に予定している任命式までに（3）の制作を行うこと。

6 活動期間

任命後～令和4年3月31日（木）まで

（令和4年度以降については、活動方針が決まりましたら、任期の延長を調整させていただきます。）

7 オーディション

（1）1次選考

1次選考は、応募フォームに入力した内容に基づく選考とし、埼玉バーチャル観光大使事務局（以下「事務局」という。）が行います。なお、選考基準は以下のとおりとします。

（選考基準）

- ・観光大使としての品位があるか
- ・埼玉県観光プロモーションへの熱意があるか
- ・VTuberに関する技術、クオリティ

※1次選考通過者には、2次選考以降の選考内容を説明する面談を予定しています。

Zoomなどのオンラインミーティングを原則としますが、オンラインミーティングの環境がない場合は、埼玉県観光課で面談を行う予定です。

（2）2次選考

2次選考は、以下のとおり動画制作による選考を行うことを予定しています。

VTuberが出演する観光動画（以下「2次選考制作動画」という。）による選考とし、1次選考を通過したVTuberに制作していただきます。

2次選考制作動画の内容は以下のとおりとします。

- ① 1次選考で応募したVTuberが出演する動画であること。
- ② 動画は、「Ⅰ 埼玉県観光・物産の魅力が伝わる動画（3～5分）」、「Ⅱ 観光大使就任時の挨拶（自己紹介）（1～2分）」の2つのテーマについて制作すること。
なお、Ⅱの動画は最終選考に使用する動画とします。

2次選考制作動画については、特設サイト等の各種ウェブサイト上で公開し、視聴者投票を行います。

なお、本オーディション選考で活用するのに問題のない動画を納品・公開し、同意書を提出した2次選考参加者には、オーディション終了後に50,000円の謝礼を支給します。

(3) 最終選考

最終選考は、2次選考までに提出された全ての資料をもとに、埼玉県が設置する有識者選考会による選考結果に基づき、観光大使1名の選出を行います。

※審査結果に対するお問合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

8 選出人数

1名

9 オーディションスケジュール

1次選考（7月～8月）：応募フォームに入力した内容に基づく選考

↓

- ・ 1次選考結果発表：8月上旬
- ・ 1次選考通過者向け選考内容を説明する面談：8月上旬
- ・ 1次選考通過者による動画制作（8月中旬～9月中旬）

↓

2次選考（9月～10月）：動画による選考（視聴者投票）

↓

- ・ 2次選考結果発表：10月下旬

↓

最終選考（10月～11月）：有識者選考会による選考



・最終選考結果発表：11月（任命式：12月）

10 注意事項

- (1) 応募者は、オーディションに参加するに際し、以下の同意書を提出していただきます。
応募者には、本応募要項の記載事項のほか、以下同意書の内容を遵守する義務が発生します。
- ① 1次選考
埼玉バーチャル観光大使オーディション選考参加同意書
 - ② 2次選考
埼玉バーチャル観光大使オーディション2次選考・最終選考参加同意書
- (2) 次の内容に該当する、あるいは該当するおそれがあると埼玉県が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
- ① 法令・本応募要項に違反する又は違反するおそれのあるもの
 - ② 個人、企業、団体などを中傷したり、個人のプライバシーを侵害するもの
 - ③ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
 - ④ 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
 - ⑤ 埼玉県への届出内容に虚偽があるもの
 - ⑥ 公序良俗に反するもの
 - ⑦ その他、埼玉県が不適切と判断したもの
- (3) 前項に該当する応募者の行為によって、埼玉県及び第三者に損害が生じた場合、応募資格を喪失した後であっても、応募者はすべての法的責任を負うものとし、埼玉県は一切の義務を負わないものとします。
- (4) 応募者は、応募内容に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出るものとします。応募者が届け出を怠ることにより、応募者に不利益が生じることがあっても、埼玉県は一切の責任を負わないものとします。
- (5) オーディションについて（全部または一部）、応募者に事前に通知することなく変更または中止することがあります。また、必要と判断した場合には、オーディションの適正な運用を確保するために必要な措置をとることができます。
- (6) 埼玉県は、オーディションの変更または中止、その他オーディションに関連して発生した応募者又は第三者の損害について、一切その責任を負わないものとします。
- (7) 通信料など応募にかかる費用は、応募者のご負担になります。
- (8) オーディションと関連して、応募者と埼玉県との間で紛争が生じた場合は、応募者及

び埼玉県で誠意をもって協議するものとし、協議をしても解決しない場合には、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

1.1 個人情報の取扱い

応募者から埼玉県に提供された個人情報は、埼玉バーチャル観光大使オーディション及び埼玉バーチャル観光大使事業のために利用します。

オーディションの委託に必要な範囲で委託先に提供する場合を除き、個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはありません。（法令等により開示を求められた場合を除く。）

1.2 問い合わせ先

埼玉バーチャル観光大使事務局 [(株) エクシード内]

電話：03-5640-6885（受付時間：平日10時～17時）

メール：saitama_vtuber@exd.co.jp

オーディションの運営については、埼玉県が（株）エクシードに委託しています。